

北区の後期高齢者医療制度

平成26年度版（平成25年度実績）

東京都北区区民部国保年金課

目 次

I	後期高齢者医療制度の運営	1
II	東京都後期高齢者医療広域連合と北区の事務分掌	1
III	被保険者	2
IV	給付状況	3
V	保険料	5
VI	財政状況	9
VII	後期高齢者健康診査	11
VIII	趣旨普及	12

I 後期高齢者医療制度の運営

東京都内すべての区市町村が加入する『東京都後期高齢者医療広域連合』が運営主体となる（高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高確法」という。）第48条）。

II 東京都後期高齢者医療広域連合と北区の事務分掌

広域連合が行うこと

- 被保険者の認定
- 医療の給付
- 保険料の決定
- 健診事業の実施

北区が行うこと

- 転入などの加入や資格喪失の届け出の受付
- 被保険者証の引渡し
- 高額療養費等の給付申請の受付
- 保険料の徴収・納付相談

Ⅲ 被保険者

1 被保険者

東京都内に住所を有する者は、75歳到達日より、後期高齢者医療制度の被保険者となる。ただし、生活保護受給者等は除く（高確法第50、51、52条）。

また、65歳以上74歳以下で一定の障害があると広域連合が認定した者も、後期高齢者医療制度の被保険者となる（高確法第50、52条）。

ただし、外国人は住民登録をしており、3月を超える在留資格があること等加入要件がある。

2 被保険者数

（3月31日現在）

年度	被保険者数	被保険者数		障害認定者 （再掲）	住所地特例者 ※（再掲）
		3割負担	1割負担		
23年度	38,470	4,160	34,310	535	184
24年度	39,459	4,057	35,402	462	212
25年度	39,877	4,010	35,867	403	234

※都内に住所を有していた被保険者が、都外の病院や特別養護老人ホーム等の住所地特例対象施設へ入院・入所した場合には、転出後も引き続き東京都後期高齢者医療広域連合の被保険者資格を継続する。

参考 後期高齢医療を脱退し国保加入した被保険者数（平成25年度） 0人

IV 給付状況

1 療養諸費

単位(円)

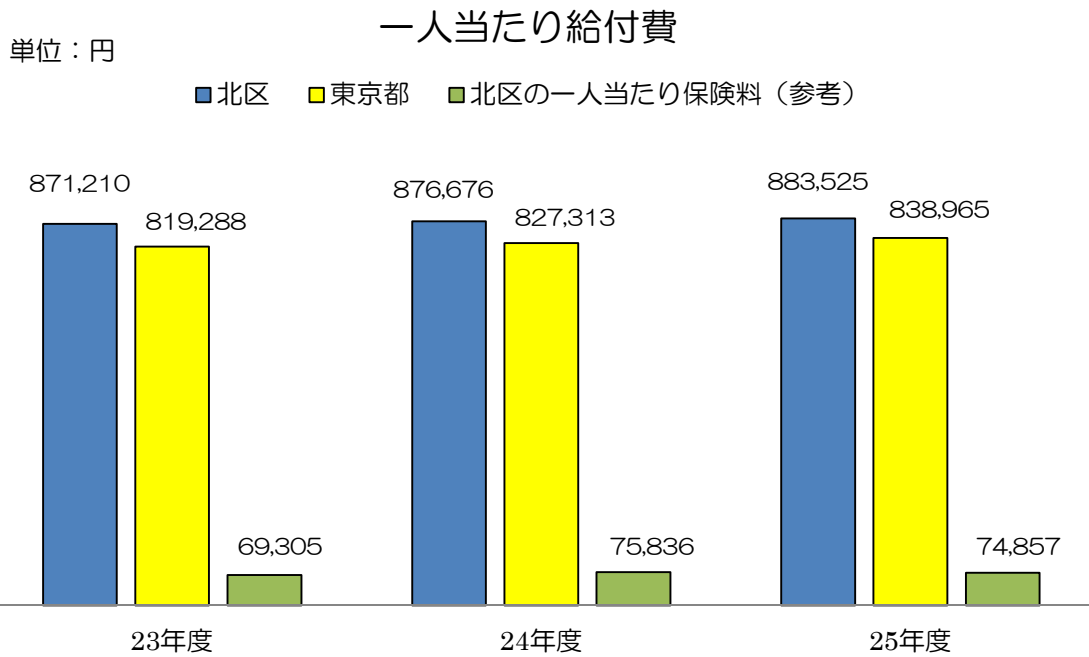
		一般 (1割)	現役並み所得者 (3割)	合計金額
23年度	現物給付	29,208,161,852	2,679,834,458	31,887,996,310
	現金支給	1,082,090,866	139,380,558	1,221,471,424
	医療給付費	30,290,252,718	2,819,215,016	33,109,467,734
24年度	現物給付	30,080,199,971	2,815,638,076	32,895,838,047
	現金支給	1,084,944,668	134,190,568	1,219,135,236
	医療給付費	31,165,144,639	2,949,828,644	34,114,973,283
25年度	現物給付	31,117,029,137	2,694,345,247	33,811,374,384
	現金支給	1,083,768,254	117,175,588	1,200,943,842
	医療給付費	32,200,797,391	2,811,520,835	35,012,318,226

参考 医療費の自己負担に係る現役並み所得者の判定基準

被保険者及び同一世帯に属する70歳以上75歳未満の人の収入の合計で判定

同一世帯に属する被保険者の課税所得が145万円以上、かつ、収入の合計が以下のもの

- ・被保険者が複数いる世帯：520万円以上
- ・被保険者が1人の場合：383万円以上
- ・被保険者が1人の世帯であって、同一世帯に属する70歳以上75歳未満の人がいる世帯：520万円以上



2 葬祭費

葬祭費は、死亡した被保険者の葬儀を執行した者に対して支給する。
 （東京都北区後期高齢者医療葬祭費支給事務要綱）
 （東京都北区後期高齢者医療被保険者葬祭給付金支給要綱）

- 負担金補助及び交付金
 単価 70,000円

年度	支給件数	支給金額（千円）
23年度	2,277	159,390
24年度	2,184	152,880
25年度	2,104	147,280

V 保険料

1 保険料の決め方

東京都における均一保険料（年額）

東京都の保険料（限度額57万円）＝ 均等割額 ＋ 所得割額

- 均等割額は42,200円（平成26年度及び27年度）
40,100円（平成24年度及び25年度）
37,800円（平成20年度～23年度）
- 所得割額は、「賦課のもととなる所得金額」×所得割率で算出する。
東京都の所得割率は8.98%（平成26年度及び27年度）
8.19%（平成24年度及び25年度）
7.18%（平成22年度及び23年度）
6.56%（平成20年度及び21年度）

※「賦課のもととなる所得金額」とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から基礎控除額33万円を控除した額をいう（ただし、雑損失の繰越控除額は控除しない）。

2 保険料軽減措置

① 均等割額の軽減

同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」をもとに均等割額を軽減している。

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合
33万円以下で被保険者全員が年金収入80万円以下 （その他の所得がない）	9割
33万円以下で9割軽減の基準に該当しない	8.5割
33万円＋（24.5万円×被保険者の数）以下	5割
33万円＋（45万円×被保険者の数）以下	2割

※65歳以上（1月1日時点）の方の公的年金等については、その所得からさらに高齢者特別控除15万円を差し引いた額で判定する。

② 所得割額の軽減

被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」をもとに所得割額を軽減する。

	賦課のもととなる所得金額	軽減割合
①	15万円以下	100%
②	20万円以下	75%
③	58万円以下	50%

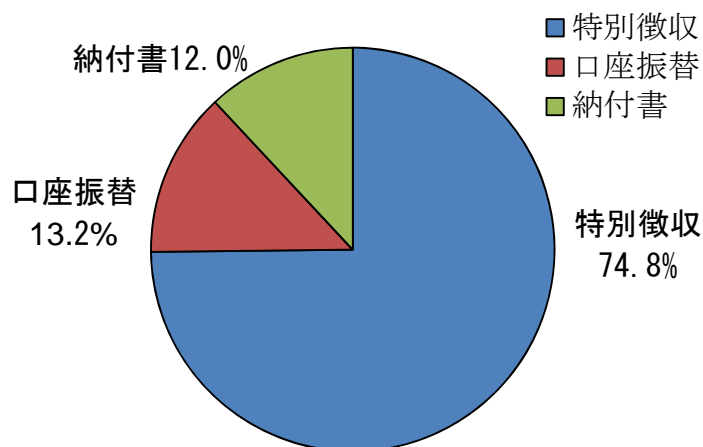
3 保険料の納付方法

保険料は、原則として介護保険料と同じ年金からの引き落としとなる（特別徴収）。その年金額が年額18万円未満の者や、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超える者などは、納付書や口座振替により納付する（普通徴収）。年金からの差し引き（特別徴収）は、被保険者からの申出により口座振替（普通徴収）に変更できる。

納付方法別人数

年度	特別徴収	普通徴収	普通徴収		合計
			口座振替	納付書	
23年度	28,361	10,109	4,377	5,732	38,470
24年度	27,902	11,557	5,235	6,322	39,459
25年度	31,294	10,537	5,534	5,003	41,831

25年度 納付方法別割合



4 保険料収納状況

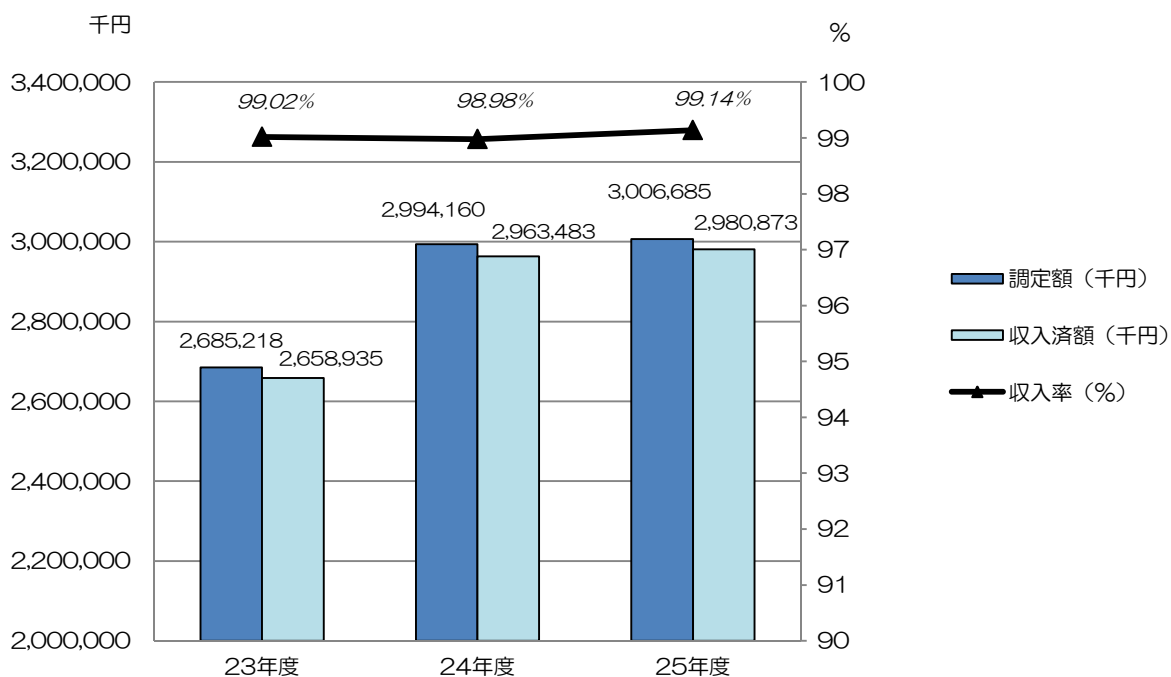
後期高齢者医療保険料調定額及び収納額の状況

23年度	調定額(円)	収入済額(円)	不納欠損額(円)	還付未済額(円)	収入未済額(円)	収入率(%)
現年	2,685,218,300	2,658,935,458	—	6,973,800	33,256,642	99.02
滞納繰越	61,859,000	29,949,030	12,332,700	103,100	19,680,370	48.41
合計	2,747,077,300	2,688,884,488	12,332,700	7,076,900	52,937,012	97.88

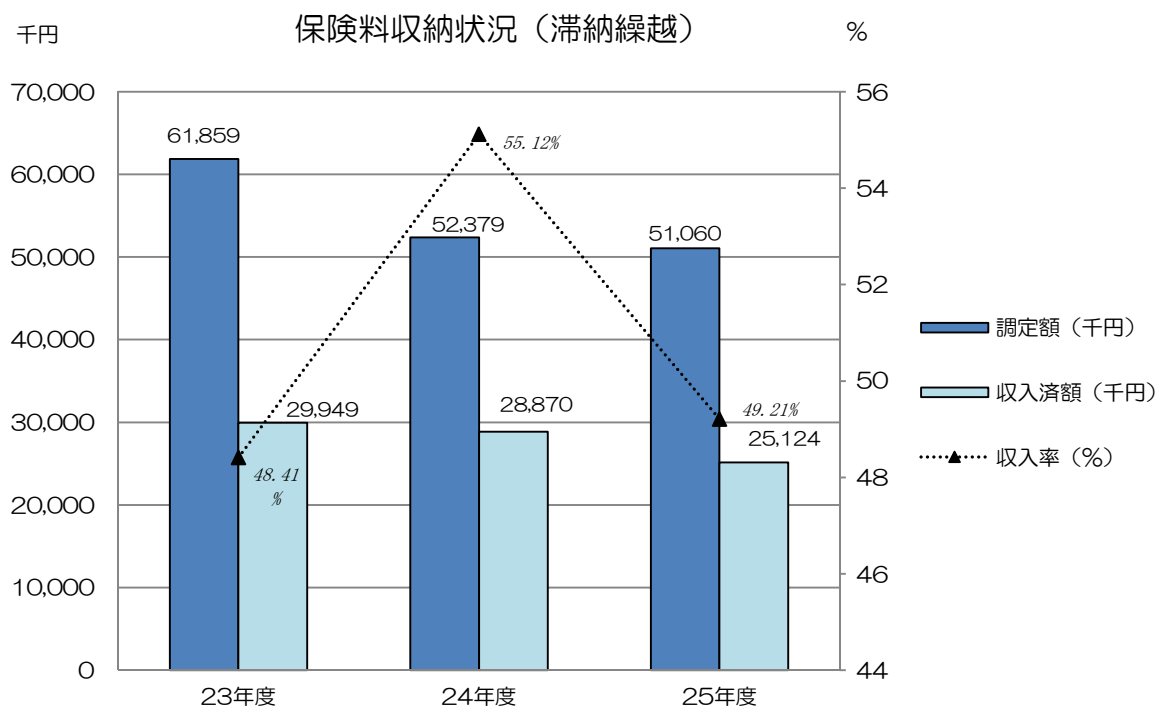
24年度	調定額(円)	収入済額(円)	不納欠損額(円)	還付未済額(円)	収入未済額(円)	収入率(%)
現年	2,994,160,600	2,963,483,100	—	7,304,200	37,981,700	98.98
滞納繰越	52,379,012	28,870,562	10,316,800	98,800	13,290,450	55.12
合計	3,046,539,612	2,992,353,662	10,316,800	7,403,000	51,272,150	98.22

25年度	調定額(円)	収入済額(円)	不納欠損額(円)	還付未済額(円)	収入未済額(円)	収入率(%)
現年	3,006,685,200	2,980,873,800	—	8,525,400	34,336,800	99.14
滞納繰越	51,060,250	25,124,300	8,694,500	112,300	17,353,750	49.21
合計	3,057,745,450	3,005,998,100	8,694,500	8,637,700	51,690,550	98.31

保険料収納状況（現年）



* 平成 24 年度に保険料改定



5 保険料の減免

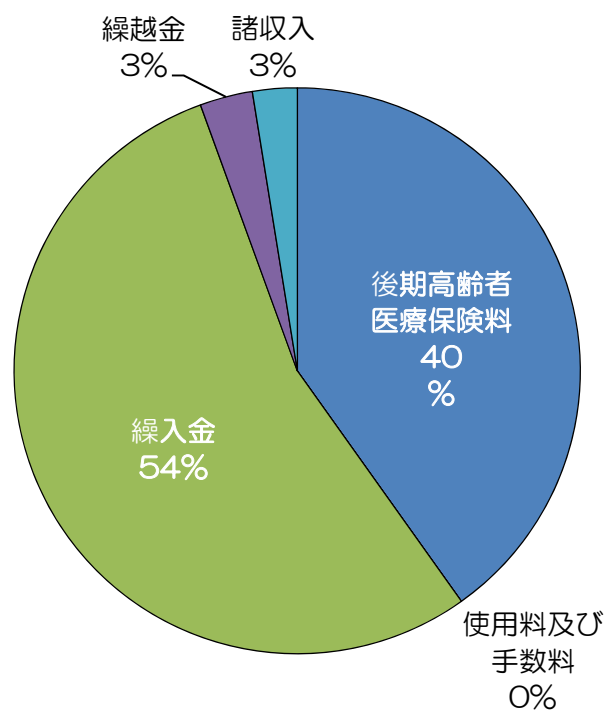
年度	減額(円)	免除 (円)	合計 (円)	件数
23年度	154,000	363,200	517,200	15
24年度	4,500	502,500	507,000	11
25年度	0	591,000	591,000	7

※平成26年10月1日現在

VI 財政状況

<歳入> (円)

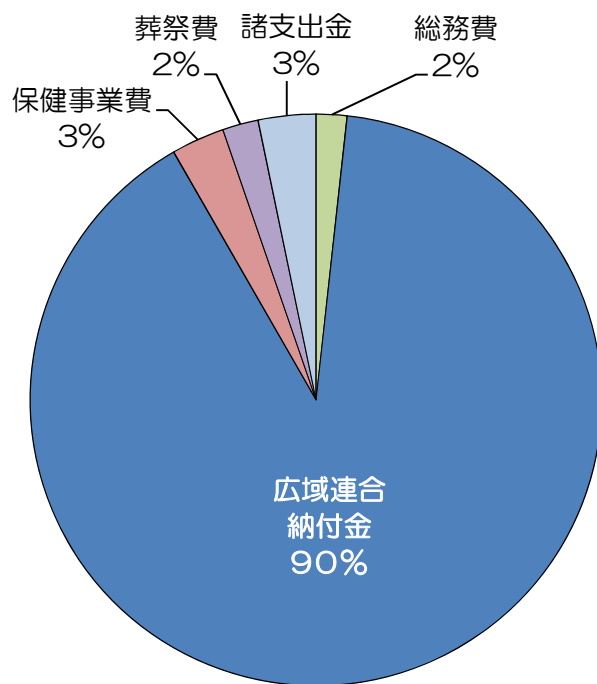
科 目	平成25年度
後期高齢者医療保険料	3,005,998,100
使用料及び手数料	1,500
繰入金	4,064,979,365
繰越金	225,604,897
諸収入	190,021,016
合 計	7,486,604,878



<歳出>

(円)

科 目	平成25年度
総務費	126,868,536
広域連合納付金	6,526,687,604
保健事業費	218,101,437
葬祭費	147,475,165
諸支出金	235,891,597
予備費	0
合 計	7,255,024,339



歳入と歳出の差額、231,580,539円は翌年度繰越額となる。

Ⅶ 後期高齢者健康診査

保険者である東京都後期高齢者医療広域連合から委託を受け事業を行っている。

- 長期入院者、施設入所者は施設の健診等で健康状態を把握できるため対象から除外される。
- 特定健診における必須項目の健診を実施した（腹囲測定を除く）。

年度	対象者数	受診者数	受診率
23年度	36,959人	20,358人	55.1%
24年度	37,786人	21,261人	56.3%
25年度	38,403人	21,406人	55.7%

Ⅷ 趣旨普及

後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、広域連合と連携し制度の趣旨普及に努めた。

1 区報（北区ニュース）掲載

掲載号	掲載内容
4月 1日	国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の訪問嘱託員の廃止
5月 1日	平成 24年度国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の完納のお願い
6月 20日	国保（後期高齢者医療制度）と交通事故 便利です！口座振替
7月 1日	後期高齢者医療者制度の平成 25 年度の保険料が7月に決定 します
7月20日	後期高齢者医療被保険者証の更新 「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」 の交付
9月10日	国民健康保険料・後期高齢者医療保険料休日納付相談
10月20日	口座振替のおすすめ
11月20日	年末ワンストップ納付相談
12月20日	高額医療・高額介護合算制度 「保険料（口座振替済）のお知らせ」を 12 月下旬に発送しま す 「保険料（特別徴収分）のお知らせ」を 1 月下旬に発送しま す
1月20日	国民健康保険料、後期高齢者医療保険料は税控除の対象にな ります
3月10日	国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の納め忘れはありませ んか 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料休日納付相談

北区の後期高齢者医療制度

刊行物登録番号

平成26年度（平成25年度実績）

26-1-131

平成27年2月発行

<発行>

東京都北区区民部国保年金課

東京都北区王子本町一丁目15番22号

電話 3908-9069（ダイヤルイン）